

受講要領：令和7年度 技能講習(実施日・受講料・受講要件等)

講習種別	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習（徳島労働局登録第5号） 登録有効期限：令和6年4月1日～令和11年3月31日			
実施日	①令和7年6月23日～24日（学科） ②令和8年2月17日～18日（学科）			
申し込み受付開始日	①(会員)令和7年2月20日～6月9日 (一般)令和7年4月23日～6月9日 ②(会員)令和7年2月20日～令和8年2月3日 (一般)令和7年12月17日～令和8年2月3日 ※申込みの〆切日は講習日の2週間前です。(定員に達した時点でも締切ります。) ※会員の方は、 <u>全ての講習を2月20日より年間を通して受付けております。</u> ※一般(非会員)の方は、講習実施日の2か月前から受け付けを開始します。 ※受付開始前に届いた申込書については受付できません。(再度申込みとなります。)			
実施場所	学科:徳島県建設センター 徳島市富田浜 2-10 ☎088-622-3113			
講習時間	対象	合計時間	日程	時間
	全科目	13時間	1日目 2日目	8時45分～17時30分 終了予定 8時45分～17時20分 終了予定
	一部免除 ①～⑤	3時間	1日目 2日目	講習免除 12時55分～17時20分 終了予定
	一部免除 ⑥	1.5時間	1日目 2日目	講習免除 14時30分～17時20分 終了予定
全科目	一般 会員	受講料	テキスト代	合計 ※上段一般・下段会員
		10,000円	2,500円 1,800円	12,500円(税込) 11,800円(税込)
一部免除 ①～⑥	一般 会員	受講料	テキスト代	合計 ※上段一般・下段会員
		7,800円	2,500円 1,800円	10,300円(税込) 9,600円(税込)
申込書原本提出及び受講料・テキスト代振込期間	【申込先が建災防各分会の場合】 講習料の支払いと申込書原本の提出を講習日の2週間前まで 【申込先が建災防徳島県支部の場合】 講習料の支払いと申込書原本の提出を申込開始日から講習日の2週間前まで ※詳細は3枚目の◆重要を必ずご確認ください。 ※現金でのお支払いはお受けいたしません。下記口座にお振込みください。 ※入金と申込書原本の確認後、講習日の2週間前に受講票を発送します。			
インボイスについて	当協会はインボイス発行事業者です。 講習日当日に領収証を発行します。(宛名は振込名で作成します。)			
振込先	阿波銀行 本店 普通預金 1365952 建設業労働災害防止協会徳島県支部 (ケンセツギョウワドウ ヲサハ 体 ウシキョウカイ トクシマケンシブ) ※振込手数料はご負担願います。			

受講資格 受講要件	<p>イ) 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験のある者。</p> <p>ロ) 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者(又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む)で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者。</p> <p>ハ) 技能講習規定第1条「厚生労働大臣が定める者」。</p>
講習科目 一部免除者	<p>①職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系鉄筋コンクリート施工科、建築施工系とび科又は建築仕上系ブロック施工科の訓練を修了した者。</p> <p>②改正前の養成訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第3の訓練科の欄に掲げる建設科、ブロック建築科又はとび科の訓練を修了した者。</p> <p>③改正前の職業訓練法施行規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建設科、ブロック建築科若しくはとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建設科、ブロック建築科若しくはとび科の訓練を修了した者。</p> <p>④職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設科、型枠科若しくはブロック建築科の訓練を修了した者。</p> <p>⑤職業能力開発促進法施行別表第1に掲げる検定職種のうち、ブロック建築又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者。</p> <p>⑥職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建設科、建築科、建築ブロック科又はとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。</p>
必要な 添付書類	<p>[本人確認書類] 申込書現住所欄の氏名、住所と合致している自動車運転免許証など顔写真と住所のあるものの写し。 ※氏名や住所が合致していない場合は合致する書類の提出を求めます。</p> <p>[資格等を確認するための書類] 一部免除者に該当する資格等の修了証の写しなど</p>
対象業務	<p>支柱、はり、つなぎ筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する型枠支保工の組立て、解体の作業。(令第6条14号)</p>
受講・受験 区分の変更	<p>○講習日の5日前(土・日・祝・祭日を除く建災防営業日)までに連絡のあった場合には、変更に伴う差額を返金します。</p> <p>○講習日の4日前から当日に連絡のあった場合には、変更は可能ですが変更に伴う差額の返金はしません。</p>
取消し・ キャンセル・欠席 の取扱い	<p>○講習日の5日前(土・日・祝・祭日を除く建災防営業日)までに連絡のあった場合には、受講取消しができます。受講料・テキスト代金の合計から振込手数料を差し引いた額を口座振込にて返金します。</p> <p>○講習日の4日前から前日に連絡のあった場合には、受講料・テキスト代の返金は致</p>

	<p>しません。テキストは後日、宅配便にて送付します。(当日欠席の場合も同じ)</p> <p>○また、受講者の都合により、受講日に受講できなかった場合、受講日の変更は致しません。</p>
講習当日の遅刻・早退の取扱い	<p>(1)遅刻者について</p> <p>受講者を公正・公平に取扱い、かつ法令に定める講習時間を確保する観点から、基本的には遅刻者の受講は認めません。(休憩後の遅刻も認めない)</p> <p>ただし、次項の場合には、受講を認めるものとする。</p> <p>○公共交通機関の遅れ、悪天候の場合はオリエンテーションの時間のみ認めます。</p> <p>(2)早退者について</p> <p>再受講が必要です。早退に伴う受講料の繰越し、返金はできません。</p>
講習の開催について	<p>講習の実施日は受講者数が少ない場合、予期せぬ災害、講師の都合等で変更または中止することがあります。</p>

◆重要

◎申込書原本の提出期限・講習料（受講料+テキスト代）の支払期限について

実施日①期限 令和7年6月9日（月）

実施日②期限 令和8年2月3日（火）

- ・上記期限を過ぎると、テキスト発注に間に合わないため、受講不可とします。
- ・申込書原本提出済みのみ（講習料は未納）の場合は、事務局にて原本を廃棄します。
- ・講習料支払済みのみ（申込書原本未提出）の場合は、振込手数料を差し引いて返金します。

問合せ先：建設業労働災害防止協会徳島県支部
TEL088-622-3113